

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	12	府省庁名 農林水産省
対象税目	個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	中小企業等の貸倒引当金の特例等の延長（②森林組合等関係）	
要望内容 （概要）	適用期限の2年延長 ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 森林組合等の協同組織等については、貸倒引当金の繰入限度額の計算は、貸倒実績率又は法定繰入率によることができるとされ、さらに、貸倒引当金の繰入限度額の10%割増引当ができる。 ・特例措置の内容 通常の繰入限度額の100分の10増しとする。	
関係条文	租税特別措置法第57条の9第3項、第68条の59第3項 地方税法第51条、第72条の24の7、第314条の4	
減収見込額	[初年度] - (▲6) [平年度] - (▲6) [改正増減収額] - (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 本措置により、地域の森林整備の主たる担い手である森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を図るとともに、適切な森林整備の推進及び林業・山村地域の活性化を図り、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 森林組合等は、小規模零細な組合も多く、森林の育成・施業、林産販売などに伴う組合員等に対する貸付金の固定化や取引先に対する回収不能の売掛金が発生しているところであり、組合経営に直接影響を及ぼすケースが高い。特に、主な取引先である素材生産・製材業者などは、厳しい経営状況となっている。 貸倒が発生した場合には、組合事業の円滑な運営に支障が出るほか、その損失や取引不安が組合や組合員はもとより組合の債権者等にまで連鎖的に波及し、林業者の経営に甚大な影響を及ぼす可能性があり、林業者の育成・確保につながる安定的な生産活動を支えるという森林組合等の本来の役割を果たすことが困難となる。 本措置により貸倒リスクへの対応力を広く維持・強化することで、森林組合等の経営の健全化・基盤強化を図り、もって森林経営の安定に寄与する。 さらに、平成31年4月、森林経営管理法が施行され、これに伴い新たに導入される森林管理システムでは、意欲と能力のある林業経営者としての森林組合の役割発揮がこれまで以上に期待されており、森林組合の安定的な経営基盤の構築が一層求められる。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○森林・林業基本法（昭和三十九年法律第六十一号） （林業の持続的かつ健全な発展） 第三条 林業については、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていることにかんがみ、林業の担い手が確保されるとともに、その生産性の向上が促進され、望ましい林業構造が確立されることにより、その持続的かつ健全な発展が図られなければならない。 （望ましい林業構造の確立） 第十九条 国は、効率的かつ安定的な林業経営を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立するため、地域の特色に応じ、林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、機械の導入その他林業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。 （林業生産組織の活動の促進） 第二十二条 国は、地域の林業における効率的な林業生産の確保に資するため、森林組合その他の委託を受けて森林の施業又は経営を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。 ○森林・林業基本計画（平成28年5月閣議決定） 2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策 （1）望ましい林業構造の確立</p>	
本要望に 対応する 縮減案	-	
ページ	12 - 1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>《政策分野》</p> <p>林業の持続的かつ健全な発展</p>																								
	政策の達成目標	本措置により、森林の育成・素材生産などを行い、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合等の経営の健全化、基盤強化を図ることにより、適切な森林整備の推進や林業・山村地域の活性化、及び森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に資することを目標とする。																								
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 31 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日まで（2 年間）																								
	同上の期間中の達成目標	<p>本措置により、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合等の経営の健全化、基盤強化を図る。</p> <p>「森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針」（平成 30 年 3 月 27 日付け 29 林政経第 359 号 林野庁長官通知）において、森林所有者の負担に比べ得る財務、組織基盤を有する中核組合が、平成 32 年度までに都道府県内の 7 割程度となるよう努めることとしており、本措置を活用し、その達成を図ることとする。</p>																								
政策目標の達成状況	<p>貸倒引当金を計上する森林組合等の全てが本措置を適用することにより、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合等の経営の健全化・基盤強化に貢献している。</p> <p>また、本措置の活用により、財務、経営基盤の優れた中核組合の割合は着実に増加している。これらは適切な森林整備の推進や林業・山村地域の活性化につながり森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に寄与することが期待される。</p>																									
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>適用組合数については、「地方税法」に定められた地方税法における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書において、森林組合等を特定することが困難である。</p> <p>このため、森林組合等における適用組合数を把握する必要性があり、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を独自に行ったところである。</p> <p>森林組合は経営基盤の強化を図るため合併を進めており適用数は減少傾向にあるが、これまでも森林組合の約 8 割が適用しており、今後とも 8 割程度が適用すると見込まれる。</p> <p>また、特例適用者は協同組合等であり広範である。</p> <p style="text-align: right;">（単位：組合）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H26 (実績)</th> <th>H27 (実績)</th> <th>H28 (実績)</th> <th>H29 (実績)</th> <th>H30 (推計)</th> <th>H31 (推計)</th> <th>H32 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対 象 組 合 数</td> <td>677</td> <td>675</td> <td>670</td> <td>666</td> <td>660</td> <td>656</td> <td>651</td> </tr> <tr> <td>適 用 組 合 数</td> <td>595</td> <td>586</td> <td>592</td> <td>577</td> <td>572</td> <td>569</td> <td>565</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成 30 年度推計値については、対象者である森林組合の合併状況を把握し、前年との増減比を適用組合数に乗じた推計値を記載している。</p> <p>※ 平成 31～32 年度推計値については、平成 30 年度推計値と同じ推計方法により値を記載している。</p> <p>※ 出典：「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」（林野庁林政部経営課）</p> <p>全国の森林組合等が適用対象者であることから、一部の地域や森林組合等適用者に偏りはない。</p>	年 度	H26 (実績)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)	対 象 組 合 数	677	675	670	666	660	656	651	適 用 組 合 数	595	586	592	577	572	569	565
年 度	H26 (実績)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)																			
対 象 組 合 数	677	675	670	666	660	656	651																			
適 用 組 合 数	595	586	592	577	572	569	565																			
ページ		1 2 — 2																								

本措置の効果として、平成29年度では、対象となる森林組合等666組合のうち、577組合が貸倒引当金を計上し、全てが10%割増の特例の適用を受けている。金額では14百万円のコスト（国税と地方税の合計減収額）により52百万円分の貸倒リスクへの対応力が強化されている。

このように、過去及び将来において収税減を是認できる効果がある。

(単位：組合、百万円)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
区分	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(推計)	(推計)	(推計)
対象組合数	677	675	670	666	660	656	651
適用組合数	595	586	592	577	572	569	565
貸倒引当金計上組合数	595	586	592	577	572	569	565
減収見込額	国税	15	23	10	10	14	14
	地方税	5	12	4	4	6	6
	計	20	35	14	14	20	20
貸倒引当金の繰入増加額	70	122	53	52	76	76	76

相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の支援措 置	なし
	予算上の措置等の要求 内容及び金額	なし
	上記の予算上の措 置等と 要望項目との関係	なし
	要望の措置の 妥当性	<p>本措置は、他の支援措置や予算措置もなく適切な措置といえる。</p> <p>また、森林所有者等への販売・購買事業等を支えている森林組合等の経営の安定化、基盤強化を図るためには、本措置による対応が効率的かつ効果的である。</p> <p>なお、各事業年度終了時において所有する金銭債権の額は予め予測できないことから、補助金等では予算を適切に手当することは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難である。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	(単位：組合、百万円)					
	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	対象組合数	689	677	675	670	666
	適用組合数	596	592	592	592	577
	減税見込額	7	5	12	4	4
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>○中小企業者等の貸倒引当金の特例（単体法人） 道府県民税：375 事業税：3,054 市町村民税：1,137 合計：4,566</p> <p>○中小連結法人等の貸倒引当金の特例 道府県民税：3 事業税：21 市町村民税：8 合計：32</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円、適用業種全体の影響額であること。)</p> <p>適用組合数については、「地方税法」に定められた「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書適用実態調査の結果に関する報告書」において、「適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額（道府県民税、事業税、市町村民税、地方法人特別税）の状況」を確認したところ、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書に基づき推計されたものであり、森林組合等を特定することが困難である。このため、森林組合等における適用組合数を把握する必要性があり、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特別措置利用状況等調査」を独自に行ったところである。</p>					
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>貸倒引当金を計上する森林組合等の全てが本措置を適用し、財務基盤を高めることにより、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合等の経営の健全化・基盤強化に貢献している。</p> <p>また、本措置の活用により、財務、組織基盤の優れた中核組合の割合は着実に増加している。これらは適切な森林整備の推進や林業・山村地域の活性化につながり森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に寄与することが期待される。</p> <p><森林組合に占める中核組合の割合> 平成17年度：33%→平成23年度：48%→28年度：50%</p>					
前回要望時の達成目標	<p>本措置により、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合等の経営の健全化、基盤強化を図る。</p> <p>このため、本措置を活用し債権回収のリスクに備え、森林所有者の負担に応え得る財務、組織基盤を有する中核組合が、平成32年度までに都道府県内の7割を占めることを目標とする。</p>					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>目標としている中核組合の割合増加は、平成32年度末時点で7割とし、平成29年度末時点では5割程度と推計されている。</p> <p>森林組合等は、地域における林業ないし森林管理の中心的担い手としての役割や、過疎・高齢化の進んだ山村地域における主要な雇用の確保主体としての役割等を担っている。</p> <p>このため、単に営利性や効率性のみで、事業規模の拡大が図られるものではないが、森林組合の経営基盤については、着実に強化されてきており、地域における森林整備の担い手としての役割を果たすべく、事業規模の拡大、事業の多角化等積極的な事業展開を推進している。</p>					
これまでの要望経緯	<p>昭和41年度 創設</p> <p>昭和55年度 繰入限度額の割増を20%から16%に引下げ</p> <p>平成10年度 資本金1億円超の内国法人（公益法人及び協同組合等は除く）については法定繰入率を廃止</p> <p>平成12年度 16%割増の特例を公益法人及び協同組合等に限定</p> <p>平成24年度 繰入限度額の割増を16%から12%に引下げ</p> <p>平成29年度 繰入限度額の割増を12%から10%に引下げ</p>					